

明石市犯罪被害者等に対する訴訟手続費用の補助に関する規則

平成26年3月31日規則第30号

改正 平成28年3月28日規則第9号

平成30年3月26日規則第50号

令和2年3月30日規則第23号

令和5年3月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（平成23年条例第2号。以下「条例」という。）第13条第4項の規定に基づき、犯罪被害者等に対する訴訟手続費用の補助（以下「補助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例及び明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則（平成23年規則第9号。次項において「支援金等規則」という。）で使用する用語の例による。

2 この規則において「犯罪被害者である市民」とは、支援金等規則第2条第6項に規定する者及び犯罪被害を受けた者であって当該犯罪被害を受けた後に市民となった者をいう。

3 この規則において「対象犯罪行為」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項各号に規定する罪（同項第2号のうち刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪及び同項第4号の罪を除く。）に当たる行為をいう。

(旅費の補助)

第3条 市長は、犯罪被害者等が当該犯罪被害（対象犯罪行為による犯罪被害に限る。以下同じ。）に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日（以下「公判期日等」という。）に出席した場合又は公判期日等を傍聴した場合において、当該出席又は傍聴（以下「出席等」という。）に要した

旅費について補助する。

- 2 前項に規定する場合において、犯罪被害者等の求めに応じ、当該犯罪被害者等が出席等をした公判期日等を傍聴した者（国、県、他の地方公共団体又は公益社団法人ひょうご被害者支援センターから当該傍聴に要した旅費について類似の補助金等の交付を受けた者を除く。）がいるときは、市長は、当該傍聴に要した旅費について補助する。
- 3 前2項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額は、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号）の規定に基づき計算した額とする。
- 4 補助金の額は、一の犯罪被害に係る刑事被告事件手続及び民事訴訟手続について、各100,000円を限度とする。

（訴訟費用の補助）

第4条 市長は、犯罪被害者等が当該犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新するために再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の消滅時効を更新するための手続（以下「再提訴等」という。）を行った場合において、当該再提訴等に要した費用について補助する。

- 2 前項に規定する費用の種類は、再提訴等の際に裁判所に対し支払う費用とし、その額は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の規定に基づき計算した額とする。
- 3 補助の回数は、一の犯罪被害について1回の再提訴等を限度とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（補助の対象者）

第5条 補助を受けることができる者は、次の各号に掲げる補助の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

（1） 旅費の補助 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア） 対象犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族の

うち、当該犯罪被害に係る公判期日等に出席等をした者であって次条第1項の規定による申請を行った日において市民であるもの。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(イ) 国内犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民若しくは性犯罪（条例第14条第1項第3号に規定する犯罪をいう。以下同じ。）により被害を受けた犯罪被害者である市民又は国外犯罪行為により障害を負った犯罪被害者である市民及び当該犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者であって次条第1項の規定による申請を行った日において市民であるもの（当該犯罪被害者である市民と同居している者に限る。）のうち、当該犯罪被害に係る公判期日等に出席等をした者。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

イ この規則に基づき補助を受けようとする旅費について、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第4章の規定に基づく旅費等の支給を受けてない者（刑事被告事件手続の場合に限る。）

(2) 訴訟費用の補助 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

(ア) 対象犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族のうち、再提訴等をした者

(イ) 国内犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民若しくは性犯罪（条例第14条第1項第3号に規定する犯罪をいう。以下同じ。）により被害を受けた犯罪被害者である市民又は国外犯罪行為により障害を負った犯罪被害者である市民及び当該犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者（当該犯罪被害者である市民と同居している者に限る。）のうち、再提訴等をした者

イ 次条第1項に規定する補助の申請をする日の6月前から引き続き市民である者。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、明石市犯罪被害者等旅費補助申請書又は明石市犯罪被害者等訴訟費用補助申請書並びに明石市犯罪被害者等旅費又は訴訟費用補助に係る確約書及び情報提供同意書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これを省略することができる。

(1) 犯罪被害者である市民が死亡し、その遺族が補助を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたとき市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書

エ 申請者が申請する日の6月前から引き続き市民であることを証する住民票の写しその他の証明書(訴訟費用の補助の場合に限る。)

オ 旅費又は訴訟費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者が補助を受けようとする場合(前号に該当する場合を除く。) 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者である市民の負傷若しくは疾病若しくは性犯罪による被害又は障害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

イ 申請者が当該犯罪被害の当時、当該犯罪被害者である市民と同居していたことを証する住民票の写しその他の証明書

ウ 前号イ及びエからカまでに掲げる書類

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ 第1号エからカまでに掲げる書類

2 前項の申請は、各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の翌日から30日を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 旅費の補助

ア 刑事被告事件手続の場合 公判が終了した日

イ 民事裁判手続の場合 判決が言い渡された日

(2) 訴訟費用の補助 判決が言い渡された日

(補助の制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合は、補助を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責めに帰すべき行為があったと市長が認めるとき。

(2) 他の地方公共団体から補助を受けたことがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、補助を行うことが社会通念上適切でないとき。

(補助の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、補助の適否を決定し、明石市犯罪被害者等旅費又は訴訟費用補助に係る審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の支給の請求)

第9条 前条の規定により補助の決定を受けた申請者は、明石市犯罪被害者等旅費又は訴訟費用補助請求書を提出して補助金の支給を請求するものとする。

(補助の決定の取消し)

第10条 市長は、第8条の規定により補助の決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助の決定を受けたとき。
- (3) 第8条の規定により補助の決定を受けた旅費について第5条第1号イに規定する旅費等の支給を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 前条の規定により補助の決定を取り消した場合において、既に補助金が支給されているときは、市長は、当該補助金を返還させるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日規則第50号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則及び第3条の規定による改正後の明石市犯罪被害者等に対する訴訟手続費用の補助に関する規則（以下「第3条による改正後の規則」という。）第3条に規定する旅費の補助に係る規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等について適用し、施行日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等については、なお従前の例による。

- 4 第3条による改正後の規則第4条に規定する訴訟手続の補助に係る規定は、施行日以降に同条第1項に規定する再提訴等を行った犯罪被害者等について、適用する。

附 則（令和2年3月30日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の明石市犯罪被害者等に対する訴訟手続費用の補助に関する規則第5条及び第6条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る訴訟手続費用の補助について適用し、同日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る訴訟手続費用の補助については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第4条の規定による改正後の明石市犯罪被害者等に対する訴訟手続費用の補助に関する規則第3条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等（明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（平成23年条例第2号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ）について適用し、施行日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等については、なお従前の例による。